

青森市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物の建築に関する届出について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）において使用する用語の例による。

(軽微変更該当証明)

- 第3条 施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が、同規則第5条（第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書類の交付を申請する場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が、同規則第5条（第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当する場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書（様式第2号）を交付するものとする。

(計画の取下げ)

第4条 法第11条第1項若しくは第2項又は法第12条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請を行った者が、当該申請を取り下げようとするときは、取下書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(建築等の取りやめ)

第5条 建築主は建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の新築等を取りやめる場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(基準適合命令)

第6条 市長は、法第13条第1項の規定により建築主に対し是正措置命令をする場合は、是正措置命令書（様式第5号）により行うものとする。

(報告の徴収)

- 第7条 市長は、法第15条第1項の規定により建築主等に対し報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書（様式第6号）により建築主等に通知するものとする。
- 2 前項の規定により市長から報告を求められた建築主等は、報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

（第一面）

年 月 日

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請書

青森市長 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

- 1 適合判定通知書番号
第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日
年 月 日
- 3 適合判定通知書交付者

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長としてください。
- 4 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第 年 月 日 号

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書

建築主 様

青森市長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1 申請年月日
年 月 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

年 月 日

取 下 書

青森市長 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 条第 項の規定に基づく下記の申請について、これを取り下げます。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長としてください。

年 月 日

建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の新築等を取りやめる旨の申出書

青森市長 様

建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の新築等を取りやめたいので、申し出ます。

1. 適合判定通知番号
第 号
2. 適合判定通知書交付年月日
年 月 日
3. 適合性判定に係る建築物の位置
4. 適合性判定に係る建築主の氏名又は名称

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 号
年 月 日

是正措置命令書

様

青森市長

印

下記の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の新築等について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第1項の規定により、是正に必要な措置を命じます。

記

- 1 適合判定通知書番号
第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日
年 月 日
- 3 適合判定に係る建築物の位置
- 4 是正に必要な措置の内容
- 5 是正の期限

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、青森市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、青森市を被告として（訴訟において青森市を代表する者は青森市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

報告を求める旨の通知書

様

青森市長

印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、下記の建築物について報告を求めます。

記

- 1 提出（届出）年月日
年 月 日
- 2 建築物の位置
- 3 報告を求める内容
- 4 報告期限

年 月 日

報 告 書

青森市長 様

建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

年 月 日付け第 号で通知のありました件について、下記のとおり報告します。

記

- 1 提出（届出）年月日
年 月 日
- 2 建築物の位置
- 3 報告を求められた内容
- 4 報告内容

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長です。